

令和3年第8回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和3年8月20日（金） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（9名）

1番	豊増文夫	2番	坂元兼一
3番	山内美千代	4番	前野浩司
5番	田畑和成	6番	赤崎敬一郎
7番	小西義彦		
9番	吉留義晃	10番	池山準一

出席推進委員（7名）

12番	甫立浩二	13番	野間菊昭
15番	久保菌貴政	16番	轆轤直樹
19番	竹井好博	25番	栗野一三
32番	楠元伸一		

※ 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、県の感染警戒基準がステージ4に引き上げられたことから感染予防対策として、出席者数を制限するために議案に係りのある農地利用最適化推進委員のみの出席とした。

職員（6名）

事務局長	出水隆
局長補佐兼農地係長	松山明浩
農地係主幹	山下順子
農地係主事	上西雅人
農政課農業振興係主事	永江優理
農地中間管理事業推進員	外川内勉

4 欠席農業委員（1名） 8番

南原奈美子

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について (3件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について (6件)
- (4) 議案第4号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について (1件)
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画について (33件)
- (6) その他

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和3年第8回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、8番南原委員より、欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
なお、推進委員につきましては、12番 甫立委員、13番 野間委員、15番 久保菌委員、16番 轆轤委員、19番 竹井委員、25番 栗野委員、32番 楠元委員の以上7名の方に出席をいただきました。
会長のあいさつにもありましたとおり、県の警戒基準がステージ4となり、併せて県独自の緊急事態宣言も発令されたことから、議案に関係のある委員のみ出席という措置を取らせていただきました。
以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
議事録署名者は、2番 坂元兼一委員、3番 山内美千代委員をお願いいたします。次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

　　　　　　　(なしの声あり)

　　　　　　　無いようですので、会務報告を終わります。

　　　　　　　それでは、1ページ 議案第1号「農地法第3条許可申請について」の8-1番、2番、3番を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 　　　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明
8-1番 所在：時吉 [REDACTED]，地目：田，農振農用地区域外，面積 2952 m²，所有権移転の売買
8-2番 所在：白男川 [REDACTED]，地目：田，農振農用地区域内，面積 1626 m²，所有権移転の売買
8-3番 所在：中津川 [REDACTED]，地目：田，農振農用地区域内，面積 1000 m²，所有権移転の贈与
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。8-1番をお願いします。

事務局 　　　　8-1については、担当推進委員の [REDACTED] 委員が本日欠席ですので、変わりに事務局で説明いたします。

当該申請につきましては、6月総会時に[]から[]へ牛舎等の建設のために売買された農地とほぼ同じ面積の農地を取得するため、今回申請するということでもあります。農地につきましては、[]にあり、境界及び進入路については、はっきりしていて問題ないということでした。

議長 8-2 番お願いします。

19 番委員 8-2 番について説明します。
渡人の[]は、高齢であり、また[]は[]に在住です。受人の[]は規模拡大ということであり、現在もこの田を耕作されています。境界、進入路ともに何ら問題はありませんでした。

議長 8-3 番お願いします。

32 番委員 8-3 について説明します。
渡人の[]と受人の[]は[]で[]が30年以上この圃場で水稲を栽培されています。[]がもう米はいらないということで[]にすべて任せるとのことで今回の申請となりました。
[]は、現在も水稲を栽培していて境界、用排水ともに問題ありませんでした。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の8-1番、2番、3番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の8-1番、2番、3番は、許可することに決定いたします。

議長 次に、2ページ 議案第2号「農地法第4条許可申請について」の8-1番を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条許可申請について」8-1番について説明
所在：湯田[]，地目：畑，農振農用地区域外，
1784㎡のうち0.5713㎡，地種：第2種農地，形態：一時転用，用途：営農型太陽光発電施設用地，施設：営農型太陽光発電施設支柱126本，申請理由：営農型太陽光発電施設を設置したい。期間：許可日より10年間
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。8-1番お願いします。

13 番委員 8-1 について説明します。

資料を見ていただくとわかりますが、申請地は、[]から少し入ったところで、申請地の両脇とも[]の農地であり、今回は太陽光発電の営農型で下にはブルーベリーを植えるということであり、期間は10年間となっています。境界は、杭を打って表示してあり、排水等も特に問題はないと思われます。近所の家屋に小さなお子さんがいらっしゃることから、フェンスを設置されるなどの対策をお願いしました。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明
総合意見としまして、申請書に添付されている事業計画書等や知見を有する者の意見を見る限りにおいて、不許可とする理由がないことから許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。許可が認められた場合、許可が10年間において、営農の実効性がないと判断された場合は、更新は不可とし、施設は撤去することが条件となります。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

12番委員 ブルーベリー栽培についてお聞きしたいのですが、私の近隣の農地で露地栽培を行っていらっしゃる方がいて、鳥害の被害により収穫の実績がないと聞いているのですが、鳥害の対策をされるのかお聞きしたいのですが。

事務局 ブルーベリー栽培についての知見を有する方の意見書によると、「営農型の施設で、支柱があることによって、網を張りやすく対策しやすい。」というような意見でした。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の8-1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の8-1番については、許可することに決定いたしました。

議長 次に、3ページ議案第3号「農地法第5条許可申請について」の8-1番を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条許可申請について」8-1説明
所在：湯田[]，地目：畑，農振農用区域外，227㎡
所在：湯田[]，地目：畑，農振農用区域外，74㎡
畑2筆合わせて301㎡，地種：第3種農地と判断，形態：転用，用途：一般住宅用地，施設：一般住宅，施設面積[]㎡，申請事由：申請地を譲

り受け（売買）、一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-1 番をお願いします。

13 番委員 　8-1 について説明します。

説明資料を見ていただければわかりますが、申請地は■■■■の近くでありまして、■■■■が今回一戸建てを建てたいということで申請がありました。境界もはっきりしており、排水も側溝がありますのでそちらに流すということで問題ないと思われま

議長 　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 　農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

8 番委員 　この土地は、これまで利用、耕作されていたのですか。

事務局 　現地調査で伺った際には、草が繁茂していました。農作物を作っていたかどうかはここ数年なかったのではと思われま

13 番委員 　管理されていた方が、数年前まで耕作されていましたが、亡くなられて現在は耕作されていませんでした。

議長 　他にないですか。よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 8-1 番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 8-1 番については、許可することに決定いたしました。

議長 　次に、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 8-2 番を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 　議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 8-2 を説明
所在：宮之城屋地■■■■，地目：畑，農振農用区域外，353 m²
地種：第 3 種農地と判断，形態：転用，用途：一般住宅用地，施設：一般住宅，施設面積■■■■m²，申請事由：申請地を譲り受け（売買）、一般住宅を建築したい。

関連して、5 ページ利用計画変更申請調書について説明

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

15 番委員 　8-3 について説明します。
渡人の■■■■と受人の■■■■は■■■■です。
資料をご覧ください。今回 3 筆申請が上がっています。■■■■番、■■■■番、■■■■番、現状として■■■■番の田は用水機能がありません。周りの田から落水し、水を取るような状況であります。■■■■番、■■■■番については、隣接の牛舎から 1 m ほど低くなっています。■■■■番と同様に用水機能がないため、長い間営農は、されていない状態でした。

　今回、現地を確認したところ、住宅と同じ敷地内に牛舎倉庫があり、牛の頭数、農機具の数からしても手狭なイメージがありました。

■■■■番■■■■番を 1m ほどかさ上げして、堆肥小屋を建てられる計画のようです。境界等もはっきりしており、問題はないと思われま

議長 　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 　農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明
総合意見としまして、許可相当。ただし、申請地について農用地区域からの除外決定があった場合に限る。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

（なしの声あり）

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 8-3 番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方、併せて議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振除外を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 8-3 番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。

また、議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振除外を承認することを決定いたします。

なお、本件は、の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

議長 　次に、4 ページ 議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 8-4 番、5 番、6 番を議題といたします。

本日、出席されています農業委員に関わる議事参与制限の案件であります。

委員の退室をお願いします。{委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の8-4番, 5番, 6番説明
所在: 鶴田 [] , 地目: 畑, 農振農用区域外, 152 m²
所在: 鶴田 [] , 地目: 畑, 農振農用区域外, 2836 m²
所在: 鶴田 [] , 地目: 畑, 農振農用区域外, 155 m²
所在: 鶴田 [] , 地目: 畑, 農振農用区域外, 763 m²
所在: 鶴田 [] , 地目: 畑, 農振農用区域外, 757 m²
地種: 5筆いずれも第1種農地と判断、形態: 転用、用途: グラウンドゴルフ場等用地、施設: グラウンドゴルフ場及び駐車場、申請事由: 申請地を譲り受け(売買)グラウンドゴルフ場及び利用者駐車場を設置したい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

25番委員

8-4, 5, 6について説明します。
資料に基づき説明します。場所は、[]の近くであります。グラウンドゴルフ場と駐車場を設置したいということで、[]と[]に駐車場を設けるということでした。グラウンドゴルフ場は、[]と[]の境のところに少し70cmほど段差がありました。他は、少し傾斜はありますが、段差はありませんでした。雨水については、近くの排水路に排水するというものであります。境界等もわかっており問題ないのではと思いました。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

12番委員

お伺いしたいのですが、取得が []ということは当然法人登記となるのですよね。それには、申請人代表者ではなく、[]の法人登記が必要であると思うのですが、地縁団体の認可を受けていらっしゃる団体なのかお伺いします。

事務局

さつま町長の原本証明付きで、町の認可台帳の写しを申請書に添付していただいています。平成30年12月6日付で認可されています。

議長

ほかにございませんか

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の8-4番、5番、6番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の8-4番、5番、6番については、許可することに決定いたしました。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

議長

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を議題といたします。8ページ8-1番、2番、9ページ8-3番を議題といたします。6ページ利用計画書、総括表を含めて、事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の6ページ利用計画書から8ページ8-1番、2番、9ページ8-3番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転8-1番、2番、3番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転8-1番、2番、3番については、妥当とすることに決定いたします。

議長

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の10ページ総括表について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の10ページ総括表について説明

議長

それでは、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。

本日、出席されています農業委員に関わる議事参与制限の案件が2件ありますので、その案件を先に審議いたします。

19ページ8-17番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の19ページ、8-17番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8-17番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定8-17番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

議長

次に、21ページ 議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定8-22番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の21ページ、8-22番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8-22番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定8-22番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

議長

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の11ページから26ページの農業委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の11ページから26ページの農業委員に関わる案件以外の案件(28件)について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第6号「その他」を議題といたします。委員の皆様から議案はありませんか。

(なしの声あり)

議長

事務局は何かありますか。
無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。
次に、6のその他で、事務局より事務連絡はありませんか？

事務局

(事務局より連絡事項あり)
・農地パトロールについて
・8/31 県農業委員会大会について (延期)

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして、令和3年第8回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員